（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑫　略］

⑬　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑭　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～⑳　［略］

［３～９　略］

3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書
及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑫　同左］

［加える。］

⑬　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～⑲　［同左］

［３～９　同左］

3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書
及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］